

5分で読める

ちょっと役に立つ

『雇用保険』に

入れる人、入れない人は？

失業給付を貰える条件は？

平成24年1月

雇用保険を備えている事業所とは？



雇用保険はどんな人が入れるのですか？



労働者を1人でも雇っている個人・法人事業所は雇用保険を必ず採用しなければなりません。
これを「強制適用事業」所と言います。
従って、雇用保険に加入している事業所に勤めれば雇用保険に入れます。

雇用保険に入れる人、入れない人とは？



「強制提供事業」所でも雇用保険に入れないこともありますか？



あります。
「強制適用事業」所に勤めている全員が雇用保険に入れるという訳ではありません。
例えば、一人以上の労働者を雇っている個人事業の個人事業主は雇用保険に入れません。
このように「強制適用事業」所であっても雇用保険へ入れない人のことを適用除外者と言います。

雇用保険の適用除外者とは？



私はパートですが、適用除外者になりますか？



原則的にパートの人は適用除外者になります。
ただし、一定の条件を満たしていればパートでも雇用保険に入れます。

以下の条件であれば雇用保険に入れます。

1年以上続いてパートとして雇われる見込みがあること。かつ1週間の所定労働時間が20時間以上あること。この2条件を満たせばパートでも雇用保険に入れます。アルバイトの人もこの条件を満たせば雇用保険に入れます。



私は66歳ですが、雇用保険に入れますか？



雇用保険は原則的に満65歳以上の人は入れません。
ただし、一部例外があります。

65歳になる前からその会社に勤めていて、65歳になった後も引き続き勤める人は雇用保険に入れます。
ですから、65歳で退職してあらたに雇用保険の「適用事業」所に勤めた人は雇用保険に入れません。



私は株式会社の代表取締役です。私は雇用保険に入れますか？



法人会社の代表取締役は雇用保険に入れません。これは役員も同じです。

個人事業主も雇用保険に入れません。ただし、個人事業に勤めている人は雇用保険に入れます。



私は大学生です。昼間大学に通っています。アルバイトをしています。雇用保険に入れますか？



原則的に昼間大学に通っている学生は雇用保険に入れません。



私は個人事業をしています。妻は同居の使用人として働いています。妻は雇用保険に入れますか？



奥さんは雇用保険には入れません。これは息子さんであっても同じです。

失業給付を貰える条件とは？



失業給付をもらえる条件は？



失業給付をもらうには2つの条件を満たすことが必要です。

①失業の状態にあること。

就職しようとする積極的な気持ちがあること。

ハローワークに求職の申込みを行うこと。

それでも職業に就くことができないこと。

これを「失業の状態」といいます。

例えば、病気やけがのために就職できないなどは『失業の状態』とはいえません。

②被保険者期間が定められた期間あること。

- ・自分の都合で会社を辞めた場合。

離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12ヵ月以上あること。

- ・会社の都合で辞めさせられた場合。

離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6ヵ月以上あること。



被保険者期間が「通算して12ヵ月あるいは6ヵ月あること」の内容について教えてください。



図をみてください。

平成21年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
算定対象期間											
平成22年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
算定対象期間											
平成23年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
被保険者期間 12ヵ月	被保険者期間 11ヵ月	被保険者期間 10ヵ月	被保険者期間 9ヵ月	被保険者期間 8ヵ月	被保険者期間 7ヵ月	被保険者期間 6ヵ月	被保険者期間 5ヵ月	被保険者期間 4ヵ月	被保険者期間 3ヵ月	被保険者期間 2ヵ月	被保険者期間 1ヵ月

Aさんは平成21年1月にB社に就職しました。平成21年1月に雇用保険に入り平成23年12月31日に自己都合で会社を辞めました。

Aさんの離職の日(平成23年12月31日)以前2年間(平成22年1月～平成23年12月)までの期間に通算して12ヵ月(平成23年1月～平成23年12月)の被保険者期間がありました。

従ってAさんは失業手当のもらえる条件を満たしています(雇用保険に入っていた期間は平成21年1月から平成23年12月までの36ヵ月間でした)。



被保険者期間を1ヵ月と計算する定義を教えてください。



被保険者期間1ヵ月と計算する仕方は：

- ・ 離職日からさかのぼって被保険者であった期間を1ヶ月ごとに区切ります。
- ・ それぞれの期間に労働した日数が11日以上あればその期間を被保険者期間1ヶ月とします。

図をみてください。

11月1日	12月1日	12月31日	1月1日
資格喪失 応答日	資格喪失 応答日	離職日	資格喪失 応答日
被保険者期間1ヵ月		被保険者期間1ヵ月	
11月1日から11月30日までが被保険者期間		12月1日から12月31日までが被保険者期間	
この期間に労働した日数が11日以上あること		この期間に労働した日数が11日以上あること	

例えば、12月31日に離職した場合は雇用保険の「資格喪失応答日」は離職日の翌日1月1日になります。

最初の「資格喪失応答日」1月1日から1ヵ月さかのぼった12月1日が次の「資格喪失応答日」になります。

12月1日から1ヵ月、すなわち12月31日までが被保険者期間1ヵ月となります。この期間中に労働した日数が11日以上あればそれを**被保険者期間1ヶ月**と計算します。以下、順次さかのぼって被保険者期間の月数を合計していきます。

その合計が、自己都合で会社を辞めた場合は12ヵ月。会社都合で辞めさせられた場合は6ヵ月。

それで失業手当をもらえる条件を満たします。